

るコースにふれ、ロヒンギャという民族を知るようになったが、当時は、ミャンマー国籍にもかかわらずイスラム教徒で、食べるものもイスラムの料理を好み、容貌も立派な髭をはやしたイスラムの男性が、仏教徒のイメージが強いミャンマー人であることを不思議に思っていた。この男性の労災は認定されたものの、支援から数年後、中古自動車輸出業の仕事をしているときに名古屋入管に収容され、収容中に待遇改善を求めてハンストを行い、そのことが大きく中日新聞に記事に載りびっくりした。

労災続きのトルコ人

今年に入って、トルコ人男性のAさんが指を骨折したと労職研事務所に来所した。事情を聴くと、「解体中に指を骨折し社長に労災申請を頼んだところ、社長も労災申請のやり方が分からないので自分で申請してほしい」と言われたということだった。この男性の労災はこれで3回目になる。最初の労災は、2010年に解体現場で超えた指の切断事故だった。解体屋の社長が労災請求書に事業所の証明をしないというので、本人を車に乗せ岐阜駅近くの会社の土場までいき所在地を確認したり、被災した小牧市の現場の確認にいったりした。解体屋の社長どころか、元請けから解体屋に仕事をまわしたブローカーまで、元請けを明かさず逃げるありさまで労災認定まで時間がかかり、Aさんから「いつ労災のお金くれるの。私、生活

できない」と何度も私に電話がかかってきた。

Aさんの2回目の労災は、解体中の家屋の屋根からの転落事故で、腰の骨を折り入院していた名古屋東医療センターから私に電話してきた。指の怪我の障害補償給付が出て間がないときだったので、私は携帯電話を握りながら驚きのあまり絶句した。さんの労災請求の手伝いをするため東医療センターを訪れたとき、キャスター型歩行器に寄りかかったAさんが、病院の廊下を「ろうさい、ろうさい」と言いながらスイスイと私に近づいてきた姿を忘れられずにいる。この後、多くのトルコ人労災被災者が労職研を訪れるようになった。

2010年に最初に支援したとき、Aさんは日本語も英語もほとんどわからず私も苦労したが、先日の来所時はかなり日本語が分かるようになっていた。在留資格も2010年は難民申請したばかりだったが、現在は永住者の資格を持ったタイ人女性と結婚し、日本に定住することが可能な資格になっていた。トルコから呼び寄せた息子さんは日本人女性と結婚したということで、スマートフォンに登録された生まれたばかりのお孫さんの動画を見せてくれた。

いまは、Aさんが4回目の労災に被災しないことを祈っている。



(名古屋労災職業研究会
成田博厚)

元水道職員の中皮腫認定

山口●下関市と岩国市で二人相次ぎ

2017年にアスベストが原因の悪性胸膜中皮腫を発症した下関市と岩国市の元職員が、今回、相次いで公務災害認定された。

石綿関連疾病に係る公務災害の申請・認定件数は、2015年度は申請12件で認定が5件、2016年度は申請10件で認定12件、2017年度は申請18件で認定8件となっている。さらに、職種別の分類において「電気・ガス・水道事業職員」の申請・認定件数は、2015年度は申請5件で認定3件、2016年度は申請1件で認定2

件、2017年度は申請5件で認定1件となっている（決定件数は前年度以前に請求があったものを含む）。

労働災害に比べ、決して多いとは言えない公務員の申請・認定状況の中で、同一県で、同職種で、同時期に悪性胸膜中皮腫を発症し、同時期に公務災害と認定されるケースはきわめて稀れである。

Aさん（発症時65歳）は、1972年9月に岩国市水道局へ入局。工務課に配属された1979～

1983年の期間は1か月に2、3日程度、1984～1992年の期間は1年間に1、2日程度、石綿管の修繕作業等に従事した。2017年8月に悪性胸膜中皮腫と診断され、同年9月に岩国市へ公務災害認定申請を行った。

Bさん（発症時73歳）は、1965年1月に菊川町役場（現下関市）に入所。1976年1月から1980年6月までの間、石綿管の修繕作業及び石綿管から鑄鉄管への敷設立ち合い作業に従事した。2017年10月に悪性胸膜中皮腫を発症し、同年12月に下関市へ公務災害認定申請を行った。

Bさんは2018年12月11日付けで公務災害と認定され、Aさんの請求も2019年1月28日付けで公務災害と認定された。残念ながら、Aさんは、公務災害申請直後の2017年12月に逝去された。

公務災害の申請にあたり、2人から聞き取りを行ったが、作業については2人ともほぼ同じ内容を語られた。「石綿管は圧に弱く、よく裂けていました」「住民から漏水の連絡を受け、現場に確認に行き、漏れている水道の量で破裂箇所の大きさを判断します」「修繕作業は、まず重機等を用いて破裂した部分の周囲を掘り起こします。掘る穴の大きさは、管の大きさや破裂の大きさによって異なりますが、幅は約1～2m四方で、深さは約1mから1m20cmほどです」。

石綿曝露に関しては、「本管の仕切弁で水道水を止め、作業員が穴の中に入り、破裂した部分をエンジンカッターを用いて切

ります。その際、穴の中は目の前が見えないぐらい石綿粉じんが飛散し、真っ白になっていました」「エンジンカッターで切れ残った場合は、管の下に手を差し込み、サンダーやノコを用いて切りました」「切り取った部分に新しい管をつなぐ際は、予備として保管してある石綿管を寸法に合わせてエンジンカッターで裁断し、管の先端部分の角を削っていました。その際も電動工具を使用するため埃が大量に飛散しました」と話されていた。

2018年12月に公務災害と認定されたBさんは、岩国市のAさんの認定を気にかけながら、機会があるごとに「全国の自治体で同じ仕事をしている職員の健康が気になる」と話されていた。そこで、Aさんの公務災害認定を待ち、記者会見の準備を進めた。

Aさんの遺族の元に認定の通知が届いたのは2月末だった。それから日程を調整し、3月18日に山口県庁において記者会見を行うことにした。ところがBさんの体調が悪化し、緊急入院することになった。Bさんは大変残念な思いのなかで、「ご迷惑をおかけします」と何度も謝っていた。

記者会見は、中皮腫サポートキャラバン隊を通じて親交が深かった右田さんに急ぎょ出席を依頼し、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会山口支部世話人の久保さんも同席して行った。Bさんは、コメントを寄せ、次のように訴えた。

「山口宇部毘療センターに入院しているときに、アスベスト患者

と家族の会の皆さんと出逢い、岩国市の水道局の職員も私と同じ病気を発症し、同じ病院に入院されていることを知りました。アスベストの病気になったのが私だけではないと知り、心配がさらに大きくなりました。私が働いていた当時は、全国の自治体で石綿管が使われており、全国の同じ仕事をしている職員の健康が気になりました。石綿管の修繕作業に従事された方は、胸の異常を感じたら、アスベストを疑って下さい。そして、一日も早く病院を受診してください。このたび、私は公務災害と認定されましたが、認定までに約1年の時間を要しました。職員の皆さんにも大変お世話になりましたが、認定が出るまでの1年間は、病気の私にとってとても長い時間でした。少しでも早く決定が出るように、調査方法を検討していただきたいと思います。そして、石綿管の修繕作業に従事した職員に対して、健康診断の呼びかけを強めていただきたいと思います」。

全国的にアスベストにより疾病が増加するなかで、今回の2人の公務災害認定は、同種労働者及びアスベストにばく露した方々に対して警鐘を発しているといえる。

公務員であっても、アスベストを取り扱う作業に10年以上従事した労働者若しくは胸部画像により石綿所見がある方については、石綿健康管理手帳が交付され、年2回無料の健康診断を受けることができる。個人での手続きは困難を伴うため、労働組合と

して退職者への健康診断の呼びかけや情報周知の取り組みが求められている。また、石綿関連疾患を発症されている場合は、公務災害申請の手続き支援が

必要である。私たちは、自治労の皆さんとともに、被災者の皆さんやご家族の皆さんに寄り添った活動が続けていく決意である。(ひょうご労働安全衛生センター)

安全保健法が、28年ぶりの大手術を受けた。二度の改正の背後には2人の青年の死があった。1988年に温度計の工場で水銀中毒で死亡した15歳のムン・ソンミョン君と、2018年に火力発電所でコンベアに挟まれて亡くなった24歳のキム・ヨンギョンさんである。2人の間の30年間で変わったものは何だろうか。いま私たちは何を変えれば労働者の死の行列を防げるのか。

いじめ予防・対応マニュアル作成

韓国●改正勤労基準法施行に向けて

■「職場内いじめ」とは何か

雇用労働部が職場内いじめを禁止する改正勤労基準法の施行を前に、いじめの予防と対応のために会社が事前に準備すべき事項を整理した「マニュアル」を出した。

マニュアルには、法による職場内いじめの概念と行為の判断基準、予防活動や社内での解決の手続きを作るときに考慮する事項、就業規則の標準案などが盛り込まれた。労働者が10人以上の事業場は、7月の法施行の前に、関連内容を就業規則に反映しなければならない。

「職場内いじめ」は、使用者や労働者が△職場での地位または関係の優位を利用して、△業務上の適正範囲を越えて他の労働者に、△身体的・精神的苦痛を与えたり勤務環境を悪化させる行為、と定義される。雇用部は具体的に「身体に対して暴行したり脅迫する行為」「持続・反復的な悪口や暴言」「他の職員の前またはオンライン上で、侮辱感を与えたり個人的な評判を立

てるなどの名誉を傷つける行為」「合理的な理由なく、繰り返し個人の手伝いなど私的な用務を指示する行為」「合理的理由なく、業務能力や成果を認定しなかったりばかりにする行為」等を例に挙げた。就業規則に、社内で禁止される職場内いじめ行為と予防教育、事件処理手続き、被害者保護措置、行為者制裁、再発防止措置などを規定しなければならない。

法改正を主導した労働人権団体「職場の甲質119」は、「社長や部署の長から甲質にあった職員が会社に申告することは、解雇や不利益を甘受するくらいの勇気が必要」で、「雇用部のマニュアルには、匿名申告など重要な部分が抜けている」と指摘した。

2019.2.21 ハンギョレ新聞

■安全保健の新しい30年を開くキーワード「労働者参加」

昨年末に国会を通過した産業安全保健法の全面改正は、2020年1月16日から施行される。1990年に一度改正された産業

[2月]22～23日、「安全保健の新しい30年を開こう」をテーマに「2019労働者健康権フォーラム」が開かれ、労働安全保健活動家と専門家180人が会した。

政府が集計した産業災害統計によれば、2001年から2016年までに3万3902人が労災で亡くなった。民主労総のチェ・ミョンソン労働安全保健室長は「労働者健康権運動をして無数の闘いを展開し、新しいパラダイムで法・制度の変化を作ってきたが、労災は30年間減っていない」と批判した。

ベク・トミョン・ソウル大保健大学院教授が一般人口の死亡率と労災死亡万人率を比較したところ、2000年以後の一般人口の死亡減少率が労災死亡の減少率より高かった。労災死亡の減少は社会全般の事故死亡が減少した結果であって、事業場の労災予防の効果ではないと分析した。事業場の重大災害の態様と頻度はもちろん、代表的な職業病である騒音性難聴と重金属中毒が減らないのも同じように解釈される。